

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年2月13日

【四半期会計期間】 第94期第3四半期
(自平成24年10月1日至平成24年12月31日)

【会社名】 旭ダイヤモンド工業株式会社

【英訳名】 Asahi Diamond Industrial Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 川嶋 一夫

【本店の所在の場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号

【電話番号】 03-3222-6311(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理本部長 山田 悟郎

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区紀尾井町4番1号

【電話番号】 03-3222-6311(代表)

【事務連絡者氏名】 代表取締役専務管理本部長 山田 悟郎

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

旭ダイヤモンド工業株式会社 大阪支店
(大阪市淀川区宮原三丁目4番30号)

旭ダイヤモンド工業株式会社 名古屋支店
(名古屋市東区葵一丁目16番34号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第93期 第3四半期 連結累計期間	第94期 第3四半期 連結累計期間	第93期
会計期間		自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日	自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日
売上高	(百万円)	33,402	29,058	42,981
経常利益	(百万円)	7,053	4,084	8,484
四半期(当期)純利益	(百万円)	3,712	2,463	4,602
四半期包括利益又は包括利益	(百万円)	3,057	2,621	4,623
純資産額	(百万円)	46,728	48,743	48,293
総資産額	(百万円)	58,306	59,800	60,525
1株当たり四半期(当期) 純利益金額	(円)	62.76	41.68	77.81
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額	(円)			
自己資本比率	(%)	79.3	80.3	78.9

回次		第93期 第3四半期 連結会計期間	第94期 第3四半期 連結会計期間
会計期間		自 平成23年10月1日 至 平成23年12月31日	自 平成24年10月1日 至 平成24年12月31日
1株当たり四半期純利益金額	(円)	7.46	11.08

(注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第3四半期連結累計期間において、当社及び当社の関係会社(子会社8社及び関連会社1社)の事業内容について重要な変更はありません。また、主要な関係会社に異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第3四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 業績の状況

当第3四半期連結累計期間における国内経済は、当初は国内需要に支えられ緩やかな回復傾向でありましたが、その後の世界経済の減速を背景に動きが弱くなっております。海外におきましては、米国では緩やかな景気回復が継続しましたが財政緊縮が懸念され、欧州では債務危機問題が依然解消されず景気は低迷、新興国では一部に減速局面を脱する兆しが見られ始めたものの、世界経済全体として景気は減速した状況となっております。

このような状況のもと、電子・半導体業界向け関連工具の販売は、スマートフォンや新興国のTV需要などから液晶関連工具が前年同期の水準まで回復しましたが、電着ダイヤモンドワイヤなどの太陽電池関連工具は前年同期比で大幅に減少しております。輸送機器業界向け関連工具の販売は、9月以降国内の自動車生産台数の減少の影響があったものの前年同期比で増加しましたが、機械業界向け関連工具の販売は減少しました。石材・建設業界向け関連工具の販売は、海外での鉱物資源探査向け工具・関連機器や流通工具が低迷し、前年同期比で減少しました。

これらの結果、当第3四半期連結累計期間の売上高は、290億58百万円(前年同期比13.0%減)となりました。利益面におきましては、売上高が減少したことに伴い、営業利益35億68百万円(前年同期比48.2%減)、経常利益40億84百万円(前年同期比42.1%減)、四半期純利益24億63百万円(前年同期比33.7%減)となりました。

(2) 財政状態の分析

当第3四半期連結会計期間末の総資産は、前連結会計年度末に比べ7億25百万円減少し、598億円となりました。この主な増減内容は、現金及び預金の増加7億79百万円、受取手形及び売掛金の減少4億81百万円、建物及び構築物の減少4億53百万円、機械装置及び運搬具の減少5億92百万円であります。

負債は、前連結会計年度末に比べ11億75百万円減少し、110億56百万円となりました。この主な増減内容は、短期借入金の減少4億52百万円、賞与引当金の減少2億76百万円であります。

純資産は、前連結会計年度末に比べ4億49百万円増加し、487億43百万円となりました。この主な増減内容は、四半期純利益の計上24億63百万円、剰余金の配当15億38百万円、自己株式の取得5億95百万円であります。

以上の結果、自己資本比率は80.3%となり、1株当たり純資産額は822円41銭となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

株式会社の支配に関する基本方針

(イ)基本方針の内容

上場会社である当社の株券等は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株券等に対する大量買付行為又はこれに類似する行為があった場合においても、これに応じるか否かは最終的には株主の皆様のご自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意等のプロセスを経ることなく、一方的に大量買付行為又はこれに類似する行為を強行することもあり、こうした大量買付行為の中には、対象会社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、当社ホームページ(<http://www.asahidia.co.jp/>)及びアニュアルレポートに掲載しております当社の経営理念や、下記の当社のさまざまな企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させるものでなければならないと考えております。したがって、企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。

(ロ)基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び会社の利益ひいては株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

この取組みは、下記の当社の企業価値の源泉を十分に理解した上で策定されており、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるべく十分に検討されたものであります。したがって、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

企業価値向上に資する取組み

(a)当社の企業価値の源泉について

当社は、近代産業の発展にはダイヤモンド工具が不可欠であることにいち早く注目し、日本のダイヤモンド工具製造の先駆者として、昭和12年に創立されました。以来75年に亘り、ダイヤモンド及びCBN(立方晶窒化ホウ素)工具の専門メーカーとして研究開発を重ね、国内トップメーカーの地位を築きました。

ダイヤモンド工具は、ダイヤモンドの持つ特性である「硬さ」を利用して、「切る」「削る」「磨く」「掘る」等といったものづくりの基本となる生産工程において使用される工具です。またCBN工具は、ダイヤモンドに「次ぐ硬さ」を持つCBN砥粒を用い、ダイヤモンドにはない耐熱性と機械的強度に優れた工具です。

ダイヤモンド及びCBN工具は、太陽光発電や電子・半導体といった先端技術分野、自動車・航空機等の輸送機器分野、超硬・工作機械・ベアリング等の精密機械関連分野から石材・土木・建設分野にいたるまで幅広く産業の発展を支える基盤として必要不可欠の工具となっております。

当社は、長年培った技術力を駆使し、高速化・精密化等常に時代のニーズに合った工具を供給し続け、また将来において産業分野が変化することがあっても、ダイヤモンド及びC B N工具を産業とともに発展し続ける工具として位置付けております。

当社は、当社の企業価値の源泉は、

- ・ダイヤモンド及びC B N工具の専門メーカーとして、技術研究所と各工場の生産技術部、技術部、営業部門が密接に連携を取りながら築き上げた基礎研究から応用開発までの幅広い研究開発体制
 - ・顧客・仕入先と長期に亘って築き上げた相互信頼関係と連携
 - ・積極的な海外展開により築き上げたネットワーク
 - ・常に法令や企業倫理を順守して、誠実かつ公正な業務を行うことによって築き上げた社会からの信頼
 - ・「企業は人なり」の実践によって築き上げた良好な労使関係
- であると考えております。

(b)中期経営基本方針について

当社は、中長期的な経営目標として「GLOBAL 510」を掲げ、世界のダイヤモンド工具推定需要5千億円の10%以上のシェアを確保し、リーディングカンパニーとしての地位を一層強化していくことを目指しております。

当社は、「世界をリードする『グローバルダイヤモンド工具メーカー』への経営進化」と、企業価値の更なる向上を目指し、外部要因のみに左右されない「自律的な成長」及び「自律的な企業価値向上」を目指した経営姿勢を強く打ち出しております。

長期経営ビジョン

当社は、前述の目標達成のため、「開発力」「成長力」「収益力」「資本効率」を経営テーマとして取り組んでおります。

「開発力」 テーマの柱として、基礎研究力と技術開発力による製品開発・改良を進めます。

「成長力」 営業力を活かしたシェアアップと新製品での市場開拓によるグローバル成長を目指します。

「収益力」 製品競争力と生産性改善によるグローバルレベルでの収益力の獲得を図ります。

「資本効率」 グローバルレベルでの資本効率を意識した経営による企業価値の向上を図ってまいります。

中期経営基本方針「自律的価値創造企業への変革」

中期経営基本方針の「自律的価値創造企業への変革」は以下に示す『3つの変革』から構成されております。

ア．中期事業方針：『自律的成長企業への変革』

世界をリードする『グローバルダイヤモンド工具メーカー』へ進化するため、たゆみない研究開発を基礎に、新製品の創造や既存商品の改善に努めると共に、電子・半導体、輸送機器、機械、石材・建設業界向け既存工具の拡販と、海外拠点の拡充による海外比率アップで販売基盤強化を図り、マーケットに左右されない自律的成長企業を目指してまいります。

イ．中期資本政策：『資本効率重視経営への変革』

単に、売上高、収益性のみを重視した経営ではなく、安定した営業利益の確保が財務体質を強固にし、健全な経営に繋がるとの考えから、グローバルレベルの資産効率、資本効率の向上を強く意識した経営を実践いたします。経営目標としてROE(株主資本利益率)を重視し、毎期、良好なROEが計上できるよう努力してまいります。

ウ．コーポレート・ガバナンス：『パブリックカンパニー経営体制への変革』

コーポレート・ガバナンスに関する取り組みにつきましては、前事業年度の有価証券報告書「第46コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載しております。

(八)基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等に対する大量買付行為が行われた場合、当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであるか否か、株主の皆様適切に判断していただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大量買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。また、当社は、当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上の観点から大量買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大量買付行為の条件・方法について、大量買付者と交渉するとともに、代替案の提案等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も十分に確保されるべきであります。

当社は、このような考え方に立ち、平成24年5月11日開催の取締役会において、当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)の具体的内容(以下「本プラン」といいます。)を決定し、平成24年6月27日開催の当社第93回定時株主総会にて、株主の皆様より承認、可決され、本プランを導入いたしました。なお、当社は、平成21年6月26日開催の第90回定時株主総会における株主の皆様のご承認を得て会社の支配に関する基本方針及び当社株券等の大量買付行為への対応策(買収防衛策)(以下「旧プラン」といいます。)を導入しており、本プランは、旧プランを継続するものです。

本プランは、大量買付者に対し、本プランの順守を求めるとともに、大量買付者が本プランを順守しない場合、並びに大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損すると判断される場合の対抗措置を定めており、その概要は以下のとおりであります。

本プランに係る手続の設定

本プランは、当社の株券等に対する20%以上の買付けその他の有償の譲受け又はその提案(以下「大量買付行為」といいます。)が行われる場合に、大量買付行為を行い又は行おうとする者(以下「大量買付者」といいます。)に対し、事前に当該大量買付行為の内容の検討に必要な情報の提供を求め、当該大量買付行為についての情報の収集及び検討のための一定の期間を確保した上で、必要に応じて、大量買付者との間で大量買付行為に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示するなどの対応を行っていくための手続を定めております。

新株予約権無償割当て等の対抗措置

本プランは、大量買付者に対して当該所定の手続に従うことを要請するとともに、かかる手続に従わない大量買付行為がなされる場合や、かかる手続に従った場合であっても当該大量買付行為が当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損するものであると判断される場合には、かかる大量買付行為に対する対抗措置として、原則として新株予約権を株主の皆様は無償で割り当てるものです。また、会社法その他の法律及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。

本プランに従って割り当てられる新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)には、a.大量買付者及びその関係者による行使を禁止する行使条件や、b.当社が本新株予約権の取得と引換えに大量買付者及びその関係者以外の株主の皆様へ当社株式を交付する取得条項等を付すことが予定されております。

本新株予約権の無償割当てが実施された場合、かかる行使条件や取得条項により、当該大量買付者及びその関係者の有する議決権の当社の総議決権に占める割合は、大幅に希釈化される可能性があります。

独立委員会の設置

本プランに定めるルールに従って一連の手続が遂行されたか否か、並びに、本プランに定めるルールが順守された場合に当社の企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益を確保し又は向上させるために必要かつ相当と考えられる一定の対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性及び公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置することといたします。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重するものとする。独立委員会の委員は、3名以上5名以下の委員により構成され、委員は、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者及び他社の取締役又は執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会が選任するものとする。

情報開示

当社は、本プランに基づく手続を進めるにあたって、大量買付行為があった事実、大量買付者から十分な情報が提供された事実、独立委員会の判断の概要、対抗措置の実施又は不実施の決定の概要、対抗措置の実施に関する事項その他の事項について、株主の皆様に対し、適時適切に開示いたします。

(二)本プランの合理性(本プランが基本方針に沿い、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、当社従業員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由)

当社は、以下の理由により、本プランが、上記の基本方針に沿うものであり、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また当社従業員の地位の維持を目的とするものでもないと考えております。

- (a) 買収防衛策に関する指針の要件等を完全に充足していること
- (b) 企業価値及び会社の利益ひいては株主共同の利益の確保又は向上を目的として導入されていること
- (c) 株主意思を重視するものであること
- (d) 独立性の高い社外者の判断の重視
- (e) 合理的な客観的要件の設定
- (f) 第三者専門家の意見の取得
- (g) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、10億42百万円であります。なお、当第3四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,300,000
計	190,300,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成25年2月13日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	59,210,000	59,210,000	東京証券取引所 (市場第一部)	単元株式数は100株
計	59,210,000	59,210,000		

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成24年10月1日～ 平成24年12月31日		59,210,000		4,102		7,129

(6) 【大株主の状況】

当四半期会計期間は第3四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成24年9月30日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 56,000		
完全議決権株式(その他)	普通株式 58,965,900	589,659	
単元未満株式	普通株式 188,100		1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数	59,210,000		
総株主の議決権		589,659	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が300株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数3個が含まれております。
- 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式50株が含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式85株が含まれております。
- 4 当第3四半期会計期間に自己株式767,245株を取得しており、当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は823,295株であります。

【自己株式等】

平成24年9月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 旭ダイヤモンド工業株式会社	東京都千代田区 紀尾井町4番1号	56,000		56,000	0.09
計		56,000		56,000	0.09

- (注) 当第3四半期会計期間に自己株式767,245株を取得しており、当第3四半期会計期間末日現在の自己株式数は823,295株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表について、あると築地監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	9,473	10,252
受取手形及び売掛金	11,850	11,368
有価証券	615	1,264
商品及び製品	1,879	1,941
仕掛品	1,295	983
原材料及び貯蔵品	2,768	2,873
その他	622	981
貸倒引当金	92	119
流動資産合計	28,412	29,547
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	9,152	8,698
機械装置及び運搬具（純額）	7,139	6,547
土地	4,421	4,648
その他（純額）	1,017	1,341
有形固定資産合計	21,730	21,237
無形固定資産	80	76
投資その他の資産		
投資有価証券	7,411	6,608
その他	2,915	2,364
貸倒引当金	25	34
投資その他の資産合計	10,301	8,938
固定資産合計	32,112	30,252
資産合計	60,525	59,800

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	1,594	1,764
短期借入金	910	458
未払法人税等	481	242
賞与引当金	636	359
その他	2,611	2,187
流動負債合計	6,234	5,012
固定負債		
退職給付引当金	5,078	5,080
その他	919	963
固定負債合計	5,997	6,043
負債合計	12,231	11,056
純資産の部		
株主資本		
資本金	4,102	4,102
資本剰余金	7,129	7,129
利益剰余金	37,820	38,745
自己株式	76	672
株主資本合計	48,974	49,304
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,054	984
土地再評価差額金	105	105
為替換算調整勘定	2,408	2,376
その他の包括利益累計額合計	1,248	1,286
少数株主持分	567	725
純資産合計	48,293	48,743
負債純資産合計	60,525	59,800

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
売上高	33,402	29,058
売上原価	20,546	19,753
売上総利益	12,855	9,304
販売費及び一般管理費		
販売費	3,702	3,650
一般管理費	2,257	2,085
販売費及び一般管理費合計	5,959	5,735
営業利益	6,895	3,568
営業外収益		
受取利息	66	71
受取配当金	54	59
為替差益	-	193
持分法による投資利益	149	158
その他	43	45
営業外収益合計	314	528
営業外費用		
支払利息	11	9
為替差損	134	-
その他	11	3
営業外費用合計	157	12
経常利益	7,053	4,084
特別利益		
固定資産売却益	1	-
国庫補助金	39	-
特別利益合計	41	-
特別損失		
固定資産除却損	8	66
固定資産圧縮損	39	-
投資有価証券評価損	638	42
特別損失合計	685	109
税金等調整前四半期純利益	6,408	3,975
法人税、住民税及び事業税	1,760	1,109
法人税等調整額	810	222
法人税等合計	2,571	1,332
少数株主損益調整前四半期純利益	3,837	2,643
少数株主利益	125	180
四半期純利益	3,712	2,463

【四半期連結包括利益計算書】
 【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
少数株主損益調整前四半期純利益	3,837	2,643
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	233	76
土地再評価差額金	57	-
為替換算調整勘定	413	24
持分法適用会社に対する持分相当額	190	79
その他の包括利益合計	780	21
四半期包括利益	3,057	2,621
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,974	2,425
少数株主に係る四半期包括利益	82	196

【会計方針の変更等】

当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更) 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、第1四半期連結会計期間より、平成24年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。 これによる当第3四半期連結累計期間の損益に与える影響は軽微であります。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

四半期連結会計期間末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当第3四半期連結会計期間末日が金融機関の休日であったため、次の四半期連結会計期間末日満期手形が、四半期連結会計期間末残高に含まれております。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第3四半期連結会計期間 (平成24年12月31日)
受取手形	244百万円	239百万円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年12月31日)
減価償却費	2,596百万円	2,400百万円

(株主資本等関係)

前第3四半期連結累計期間(自平成23年4月1日至平成23年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	887	15	平成23年3月31日	平成23年6月29日	利益剰余金
平成23年10月28日 取締役会	普通株式	1,005	17	平成23年9月30日	平成23年12月2日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第3四半期連結累計期間(自平成24年4月1日至平成24年12月31日)

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月27日 定時株主総会	普通株式	769	13	平成24年3月31日	平成24年6月28日	利益剰余金
平成24年10月26日 取締役会	普通株式	769	13	平成24年9月30日	平成24年12月3日	利益剰余金

(2) 基準日が当第3四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第3四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループの事業は、ダイヤモンド工具の製造販売及びこれらの付随業務の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第3四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額	62円76銭	41円68銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(百万円)	3,712	2,463
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益金額(百万円)	3,712	2,463
普通株式の期中平均株式数(千株)	59,156	59,109

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

当第3四半期連結会計期間 (自平成24年10月1日 至平成24年12月31日)	
(自己株式の消却) 当社は、平成25年2月8日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却を行うことを決議いたしました。	
1. 自己株式の消却を行う理由 発行済株式の総数の減少を通じて資本効率ならびに株式価値の一層の向上を図るため、実施するものであります。	
2. 消却の内容	
(1) 消却する株式の種類	当社普通株式
(2) 消却する株式の総数	1,500,000株 (消却前発行済株式総数に対する割合 2.53%)
(3) 消却予定日	平成25年2月22日
(4) 消却後の発行済株式総数	57,710,000株

2 【その他】

第94期(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)中間配当について、平成24年10月26日開催の取締役会において、平成24年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり中間配当を行うことを決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額	769百万円
(ロ) 1株当たりの金額	13円
(ハ) 支払請求権の効力発生日及び支払開始日	平成24年12月3日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年2月12日

旭ダイヤモンド工業株式会社
取締役会 御中

あると築地監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 大塚 宏 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 加藤 且行 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 猿渡 良太郎 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている旭ダイヤモンド工業株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成24年10月1日から平成24年12月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年4月1日から平成24年12月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、旭ダイヤモンド工業株式会社及び連結子会社の平成24年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。